

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成26年8月1日

金曜日

号外

目次

告 示

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定

1

告 示**富山県告示第357号**

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、平成26年8月20日から施行する。

公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（平成20年富山県告示第272号）は、平成26年8月19日限り、廃止する。

平成26年8月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公衆浴場入浴料金の統制額

| 区分 | 大人 (12歳以上の者) | 中人 (6歳以上12歳未満の者) | 小人 (6歳未満の者) |
|----|-----------------|---------------------|----------------|
| 金額 | 420円 | 130円 | 60円 |

2 富山県公衆浴場基準条例（昭和26年富山県条例第7号）第2条に規定する一般公衆浴場以外の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は、適用しない。

(生活衛生課)

